

神戸市青少年を地域で讃える賞要綱

令和7年4月1日

地域協働局長決定

（目的）

第1条 この要綱は、青少年の積極的な社会参加を促し、青少年の健全な育成に資するため社会活動において奨励に値する活動を行っている者に対して、区長が青少年を地域で讃える賞を授与し、表彰するにあたり必要な事項を定める。

（表彰の対象者）

第2条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- （1）個人 表彰年度の4月1日時点で18歳未満であり、区内に在住、在学又は在勤する者
- （2）団体 表彰年度の4月1日時点で18歳未満であり、区内に在住、在学又は在勤する者で構成される団体

（対象となる活動）

第3条 表彰の対象となる活動は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- （1）地域社会を明るく豊かにするために頑張っている活動
- （2）善行など青少年の模範となる著しい良い行いがある活動
- （3）種々の困難な環境や条件を克服するなど、その努力が青少年の模範となる活動

（活動の期間及び受賞の機会）

第4条 前条の活動は、おおむね2年以上継続して行っているものとする。

- 2 同一の活動における2回目以降の受賞にあたっては、直前に受賞した年を基準としておおむね2年を経過して継続するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前条第2号のうち人命救助など緊急の活動等については、活動の期間及び受賞の機会の制限を設けないものとする。

（重複受賞の禁止）

第5条 こうべユース賞その他の表彰を受賞した活動は、神戸市青少年を地域で讃える賞の対象とはしない。

（受賞者候補者の推薦等）

第6条 受賞候補者の推薦及び受賞者の選考の方法等は、区長が定める。

（表彰の方法）

第7条 表彰は毎年1度、区長より表彰状を授与して行う。表彰は、選考に参加する団体の長と連名にすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。